

藩制後期給人統制法の考察

—— 秋田藩後期の給人統制 ——

金 森 正 也

はじめに

藩体制の成立は、家臣団の形成と藩権力による一元的な農民支配の実現によって基礎づけられるが、その過程は個別給人の知行地支配の制限・廢止ないしはその形骸化としてとらえられている¹⁾。たしかに、幕藩制の成立過程において、右のような傾向は多くの藩にみとめられるのであるが、一方、地方知行制が存続した藩では、後期の段階に至っても給人の個別的な農民支配を制限する内容の法令が頻出する——このような法令を、とりあえず本稿では“給人統制法”と総称しておく——。これらについては、藩体制成立段階の政策の延長とみるのではなく、藩制後期の諸矛盾に特質づけられたものとして位置づけ直す必要があるであろう。本稿は右のような問題関心にたつて、一八世紀後半以降の秋田藩を場とし、藩制後期に頻出する給人統制法の意義について考察し、後期藩制の中に一定の位置づけを行なおうとするものである。それによって、藩体制における唯一の公的権力たろうとする藩権力が、その公的性格をどのように貫徹しようとしたかという点も、あわせて考えてみたい。

しかしながら右の課題に近づくためには、法令の検討だけでは不十分であろう。藩権力の志向する意図は、藩法としての性格をもつ「被仰渡」の中に示されるが、その正確な位置づけを行なうためには、藩体制が当該段階でかかえた諸条件との関連のなかで考察される必要があるだろう。以上の観点にたつて、本稿では、給人統制法それ自体の検討のほかに、個別給人の知行地支配をとりまく状況の検討と、秋田藩藩政改革のなかで重要な位置をしめる寛政七（一七九五）年の郡奉行の設置の意義の検討、の二点に意をはらいたい。特に後者を問題とするのは、同政策が、後述するように、地方知行制のもとでの藩権力による統一的な農村支配実現のうえで画期的なものとして位置づけられてきたことによる。後述するように、同法令は、給人知行の制限をめざしたとみられる内容を含んでおり、したがって、前記の課題に一定のみとおしを与えるためには、同政策の正確な位置づけが不可欠なのである。

1. 郡奉行の設置とその評価について

寛政七年、秋田藩は次の「被仰渡」を布達し、郡奉行設置を表明する。³

〔史料1〕

此度格別之以思食以前に被復置、郡奉行被建置、一郡限一人宛被居置支配被仰付候付、郡村江相係候義不残郡奉行支配被仰付候事故、御所預之内たりとも御高持之者共両支配に有之候而は、御取扱形混雜致候故、以来御高持之者共郡奉行之支配に被仰付候事

一、給人并御足輕、郡奉行支配所に而御用有之節、直々郡奉行方組頭迄申達可及催促候間、右御用無差支相弁候様、兼而可被申渡候

猶御檢使御用之節、郡奉行支配所之義は直々御代官江御檢使被仰付候間、是又左可被相心得候

但、郡奉行支配所居合無之節は、御代官共方直々組頭迄可申達候間、此段左可被相心得候。已上

以上が、その全文である。この「被仰渡」の性格・意義を考えるまえに、郡奉行設置に関する従来の評価を、いくつかみておきたい。

まず、『秋田県史』（近世下、以下『県史』と略す）は、これによって郡奉行に強力な権限が委任されたとき、これを従来からの給人の恣意を統制する政策の延長上に位置づけ、郡奉行設置の意義を、「まさに中間に介入する給人の農村支配の力を弱めていくこと」にあった、と評価している。⁴

また、高橋務氏は、農村に関する諸事一切を管掌する強大な権限が与えられたとし、さらに、「しかも郡奉行支配所に対する在々給人・足輕の直接的関与を規制し、……あえて郡奉行が直々代官に命ずると付言し

た表現からは、在地における給人の介入排除の姿勢を窺い知ることができ」⁵、と述べておられる。

次に、半田市太郎氏は、天明四年の新法の意義に関連させて、一八世紀後半の藩政の潮流として、給人の知行所支配の制限・統制及び代官制の強化による領内支配権の集中をめざす方向が顕著であることを指摘され、このことについて、「享保期以降の地方知行制解消への伝統的意図の一面を受け、さらに寛政改革の大きな柱でもある郡奉行制による領内農村支配一元化への前蹤ともいうべきものというであろう」、と述べておられる。⁶

これらの評価を概観して気がつくことは、いずれも郡奉行設置を、給人の個別的な農村支配の制限・排除をめざしたものととらえる点で共通しているということであろう。この評価は一般にみとめられているようであるが、しかしいささか疑問をさしはむ余地がないわけではない。そのひとつは、郡奉行設置についての右のような評価が、必ずしも具体的な事実にもとづいて提示されているわけではなく、郡奉行支配下での農村支配の実態、郡奉行と給人・「所預」（後述）との農村支配をめぐる相互の関係などについては、ほとんど具体的な分析がないのが現状なのである。その意味で、史料1の前半部分郡奉行による「一元の支配」を強調した部分は、とりわけ重要な意味をもっているのである。

第二に問題なのは、「給人の農村支配の制限・排除」という場合の視点のおき方である。即ち、「給人排除論」が、とりわけ半田氏の説明にはつきりとめられるように、藩制中期の藩権力の意図の延長上に位置づけられ、提示されていることである。半田氏が「享保期以降の地方知

行制解消への伝統的意図」と述べておられるのは、おそらく享保改革期の家老今宮大学を中心に企図された地方知行制の全廢・藏米知行制の全面的導入の計画のことをさしているものと思われるが、このように歴史的状况が全く異なる段階の政策論理をそのまま後期に移行させてとらえるという視点には賛成できない。寛政の化政期という歴史段階がもつた諸条件との関連のなかで、段階的に理解する必要があると思う。

次に、前掲の「被仰渡」について述べよう。まず、要点をなす前段階分であるが、「郡村江相係候義」をすべて郡奉行支配とすることをうちだしている点が注目される。そしてさらに「御所預之内たりとも……以来御高持之者共郡奉行之支配に被仰付候事」とあるように、その支配を「所預」下の町場内の高持にまで徹底させる方針を示している。次に後段の部分であるが、これについては前述の高橋氏の理解がある。しかし、この条項自体は、郡奉行設置という機構改編にともなう事務処理上の手続きの変化を確認・徹底させようとしたものとみるべきであり、また「御檢使」についてもこれ以前から代官・檢地役などがその任にあつたのであって、これを給人統制のうえで画的なものとみるのは妥当ではない。それゆえこの「被仰渡」の要点は、その前段の部分にあるとみたい。ところが同時にこの「被仰渡」については次のような注意すべき点がある。即ち、郡奉行設置にともなう支配機構の改編など、具体的な支配のあり方が明示されていない、ということである。したがってこの「被仰渡」は、郡奉行による支配の基本的方針を表明したものであるとして理解すべきであり、少くともここからは、「所預」・給人の知行地における農民支配の何が否定されたのかという点は、具体的には引きだすことがで

きないのである。

そこで、問題を次のようにまとめておこう。①郡奉行の設置は、「給人の個別的農民支配の制限・排除」という政策路線において、はたして画的であるかどうか。②また、そのような給人統制の方向は、指摘されているような地方知行制の解消をめざした「伝統的意図」に基づくものとして性格規定しうるかどうか（そうでないとすれば、どのように理解されるべきか）。以上、二点である。

2. 給人統制法について

給人の農民支配の制限をうたった法——「被仰渡」——を具体的に検討するまえに、藩制後期における地方知行制を概観しておきたい。

秋田藩では初期以来一貫して地方知行制がとり続けられ、藏入地と給地の割合は、およそ三・七で後者が前者を圧倒していた。したがって、家臣団の多くは自己の知行地の支配にその再生産の基盤をおいていた。表は、文化七（一八一〇）年の家中分限を整理したものであるが、一見して明らかなように、一五〇石〜三〇〇石の層が知行取の中核を形成していることがわかる。また、特に在々給人の場合、一五石以下の零細な層が大きな比重を占めている。そしてこれらの知行地配分は、極めて分散的であり、相給関係を形成しているのが一般的であった。

以上のような秋田藩の地方知行制にあって特に説明を加えておきたいのが、史料1中にみえる「所預」の存在である。「所預」は、佐竹氏が秋田入部直後に領園支配の必要から軍事上の要所に家臣団を配置したこと

知行高	久保田給人	在々給人	江戸定詰	合計
10,000石～	1			1
5,000～	1	4		5
2,000～	4	2		6
1,000～	7			7
500～	18	1	1	20
300～	31	3	1	35
150～	148	19	8	175
100～	146	41	9	196
70～	172	77	3	262
50～	150	85	1	236
30～	219	172	6	397
25～	93	64		157
20～	45	53		98
15～	49	77		126
10～	12	101		113
10石以下	24	123		147
計	1,120	822	39	1,981
方住	270	228	98	596
督局	540	497		1,039
蔵出・その他	18	48		66
足歩小同	785	592		1,377
歩行人	78			78
小同行	268			268
その他	40			40
	585			585

※「県史」近世編下p54より引用

にその起源があるが、そのほか、本藩の旗本給人を組下として組織しながら、他方で自ら多数の家臣を抱え自己の知行高の一部をこれに知行・扶持として給与しており、したがって一個の「家中」を形成していたこと、またほとんどが三千石を越える大身給人であり、家格のうえでも一門・引渡など首位に列せられ、一門一族・譜代重臣としての性格をもっていることなど、独自の特徴を有している。したがって、藩権力の浸透を考える場合、このような「所預」と他の一般給人を別個に考察する必要があろう。

さて、次に給人統制法の検討にうつりたい。秋田藩においては、寛文十一（一六七一）年の郡奉行の設置を経て、天和三（一六八三）年の代官支配の成立に至って、一応藩権力による一元的な農民支配の体系が成立したと考えられているが、給人の農民支配を規制する法令は、後期にも頻出する。まず以下に、主要なものをいくつか掲げよう。

〔史料2. 安永二年〕¹¹⁾

一、諸給人知行収納請取方、御定法之外過分之割合、又者不相慮之錢相場を以小役銀受取候も有之旨申上、物成米・小間物等之割合兼而被仰渡候義、於村々にも心得候通に候、猶又右之外にも品々の名目に而銀錢を以爲納、或者吉凶に付諸品・人足等も申付、其価も不相渡ものも有之段申上候、右躰之儀御法に違ひ候儀何茂心得違ひ候儀に候条、此以後別而敵に其向々江被仰渡候間、此旨可相心得、若此末右等之儀不相止候は、早速可申出候。

〔史料3. 天明四年〕¹²⁾

近年御家中知行所物成取立候儀、早秋稻刈立候時節も催促付置候面々も有之、百姓共甚迷惑致候様に相聞得候、仍而此たび御代官江被仰渡、物成収納方給分共に取急無遅滞相納候様、急度百姓共江可申渡旨被仰渡候故、収納方無油断取急可申候、夫ともに遅滞に相及候は、取急相納候様に致催促候儀者不苦候、乍去罷越候家頼とも江能々被申含、少しも非道之取計意、又は下人とも附催促等致候儀者致間敷旨、可被申含候。

〔史料4. 寛政四年〕¹³⁾

給分之村々百姓共申立候儀者、其村々に茂地頭江申立来候得共、向後

御代官を以可申立之段、享保年中被仰渡候処、村々^{（三）}でも出入之儀有之候得者、地頭江申出、地頭より申立候儀も間々有之、甚心得違之儀に候、猶又村々にも、百姓とも徒を組訴出候儀も有之、御旧法相背候義故、出入之儀は勿論、田地江懸り候普請等之義も御代官引請申立候様御代官へ被仰渡候間、右等之義地頭々へ申出候而も御代官江可申立段、可被申含候

〔史料5. 文化二年〕^⑩

一村々公事出入之義有之節、地頭方に而取入間敷旨前々被仰渡候得とも、是又近来心得違之族も有之様相聞得候、因而是此末以前被仰渡候通、右躰之儀無之様屹度可被相心得、猶此旨兼而家来共江も可被申付候

給人の農民支配を規制したものはもちろん右にかかげたものがすべてではない。しかしほかの場合も、右のいずれかの内容と共通しており、その要点はほぼ右の「被仰渡」につきている。

さて、以上の四つの「被仰渡」は、これまでいわれてきているように、給人の農民支配がある面で制限しようとする内容を含む点で共通している。その点では、郡奉行設置をうちだした前掲史料1の「被仰渡」も同様である。しかしそうした評価を下す前に、それぞれについて子細にみてみると、いくつかの注意すべき点に気がつく。そこでまず、右の「被仰渡」に関して注意しておきたい点を述べておこう。

史料2について。給人の知行所における恣意的収奪の制限を意図した

もので、給人統制法の典型的なものである。^⑪

史料3について。給人の、自己の給地百姓への年貢収納催促を制限したものである。2と同様に、農民の疲弊の除去をたてまえてしているが、注意すべき点は、代官が給人の年貢収納の実現を保証するものとして位置づけられていることと、収納に遅滞があった場合、「取急相納候様に致催促候儀不苦候」とされている点である。第一の点は、給人の動向を規制する方弁ともとれるが、藩権力による農民支配の直接の執行者である代官の位置を、給人との関わりで明示したものととして留意する必要がある。

史料4について。村・農民間の公事・出入に介入することを制限したものである。これと同様のものは他にも認められ、文化八（一八一）年にも、「給分百姓たりとも出入江地頭取締申間敷」ことが強調されている。従来この種の法令は、藩が一元的な農民支配を実現するために、個別給人の農民支配を排除することを主な目的としてうちだしたものと位置づけられている。この点については後述するが、この「被仰渡」で注意したいのは、「猶又村々に寄、百姓とも徒を組訴出候儀も有之」と述べているように、この法令が農民闘争の存在を背景として出されたものとみられる点である。そしてこのような状況の中において、「地頭より申立候も間々有之」という動向をみとめる場合、それは給人のいかなる状況をものがたっているのだろうか。この点も考慮する必要がある。

史料5について。史料4と同様、給人が農民の出入に介入することを規制したものである。この「被仰渡」の内容自体についてさらにつけ加

える点は何もないが、郡奉行設置(寛政七年・史料1)以降に出されたものであることに留意しておきたい。

以上概観してきたように、給人の個別的農民支配に關与しようとする藩権力の方向は、二つの側面で顯著である。即ち、給人の年貢収奪における恣意の制限——これには年貢納入の催促などが含められる——、そして農民及び村間の公事・出入、あるいは農民の諸要求に給人が個別的にかかわることの制限、以上の二つに大きく整理できる。しかしながら、右の二つの側面を給人の個別的農民支配の要素とみた場合、少くとも寛政七年の郡奉行の設置により、その実態が大きく変化した——即ち制限が強化された——とはいちがいに言えないのである。それは、郡奉行設置以降も同様の 給人統制法 がだされていることから明らかである。さらにこれまで各法令について指摘してきた問題点を考慮すると、違った側面からの評価を与えることができるように思われる。これらの諸点を考慮しながら、給人をめぐる状況の中で前掲の諸法令を位置づけ直した時、藩制後期における給人統制法はどのような意義をもつのだろうか。

次節では、「被仰渡」自体の考察を離れ、当該段階における給人知行をとりまく状況について、いくつかの事例を通して考えてみたい。

3. 給人知行をめぐる状況

まず、一九世紀前半の給人の再生産の状況の一端を知るうえで、次の史料の検討から入りたい。

〔史料6〕

向高證文之事

一調錢四百六拾三貫文也、右之通只今儘請取借用申處実証ニ御座候、右借用之訳者御地頭守屋肇様方御要用之義有之調達御頼ニ御座候得共、私共手段相及兼、貴殿へ御願申上借用仕度奉存候、右返済之儀者、於當村御同人様御分當高拾石三斗三升五合銀穀共來未年方向式拾ケ年中向置候故、年々右銀穀共ニ無相違貴殿江御渡可然候、式拾年目ニ元錢四百六拾三貫文御渡仕候上ニ右高御返し被下候定ニ御座候處、各別之御所存を以右錢之内半通御切捨被下、殘式百三拾壹貫五百文御渡申上候得者、右高銀穀共御返し被下候定ニ御座候、乍去右式百三拾壹〆五百文相渡不申内者幾年也共積渡迄者銀穀共御請取被下置、年々十一月限銀穀御渡可申上、右相滞候者御才^た足人被附置可申、其節御賄仕一日百文宛日用御渡可申上、且御地頭様方此義ニ付如何様之義有之共、私共連印指出候上者、引受貴家江少し茂御苦柄御掛申間敷、依而肝煎并御百姓連印仕、尚平山文一郎様御裏印申受、一札指出候上者、右年季中毛頭相違仕間敷、為後證連印證文一筆如件

文政五年午十一月

新角間川村百姓

小左衛門(印)

同村肝煎

長五郎(印)

同長百姓

惣右衛門（印）

角間川村吉右衛門殿³⁸

さて、右の宛所に「角間川吉右衛門」とみえるのは、寛政期以降在方商人・地主として発展した、角間川村・本郷家である³⁷。

右の証文から、今関心をむけている給人の再生産状況を示す諸点をあげるとすれば、まず次の事柄に注目する必要がある。第一に、この証文の形式は、農民から本郷家に提出されたかたちになっているが、一般的な商人―百姓間の貸借関係とは異なって、本郷家に譲り渡される権利がこの土地を知行地として領有する給人の諸権利―本年貢及び小役銀の徴収―であるところに特徴がある。このことは証文中の文言からも指摘できるのであるが、この借錢について給人の側から本郷家に対して、同時に添証文が提出されており、その中に、「同村知行高拾石三斗壹升五合銀石ヲ以、来末年方向式拾ヶ年中御請取可給候」とあることから明らかである。即ち、実態的には借錢の主体は給人であり、給人知行権の質入れとみることができる。それゆえ、年貢収納に関する催促行為などが証文の中で明記されているのである。このことは、年貢の催促行為が、知行地支配に伴う一つの権利として認識されている事実をうかがわせる。催促行為の制限はそれほど徹底していなかったといえよう。

第二には、このような事態が、給人財政の窮乏という状況を直接の契機としてひきおこされてくる、ということである。このことは給人から提出された添証文の中に、「此度難澁之義有之三付、知行所新角間川村江調達相頼候處、百姓共手段相及兼、其許江右調達御頼致候」とあることから明らかであるが、さらに加えて「先年方彼は御厚志相願上、又候此

度御深切之御取扱ニ相成」と述べているように、右の傾向はかなり以前にさかのぼって考えておくことができる。

史料6の場合、給人が財政上の理由から一定部分の知行権を質入するものであるが、その中に、「右借用之訳者御地頭守屋肇様方御要用之儀有之調達御頼ニ御座候得共、私共手段相及兼」とあるように、まず知行地百姓に対して直接調達を要求するのが、給人の一般的動向であつたろう。

〔史料7〕先納借用證文之事

一調錢七貫文利足月壹分半ニ相定唯今儲ニ請取借用致候處実正也、右借用致候品ハ、當村御地頭小場勘解由様方先納被仰付、貴殿江御頼致借用仕候間、返済之儀者来丑年十一月中元リ急度御渡可仕候、於御地頭ニ如何様之儀有之候共、貴殿江少しも御苦柄筋相掛申間鋪候、為其肝煎長百姓印形致、先納借用證文如件、

文政十二年

十二月十五日

中田新田村肝煎

文右衛門（印）

同村長百姓

六右衛門（印）

長兵衛（印）

三左衛門（印）

角間川村

本郷吉右衛門殿³⁹

この証文は、史料6の場合と異なり、村肝煎と長百姓の連署による郷借りの形態をとっている。借錢の主体は給人ではない。しかし文中に示されているように、在方商人本郷家との貸借関係が成立するにいたった契機は給人の農民に対する先納要求にあった。むしろこのような傾向の方が一般的であつたらう。このような事実は、一つに給人の農民に対する恣意的収奪の強化という傾向を示しているが、他方ではかかる給人の先納要求を契機として、農民が在方商業資本との貸借関係にまきこまれていくことをも意味している。

以上のような給人をめぐる動向は、必然的に二つの方向で矛盾を激化させる可能性をはらんでいる。つまり、給人・農民間の矛盾と、在方商業資本・農民間の矛盾である。残念ながら、これまで給人の支配を直接の対象とした農民闘争や、在方商業資本等の上層農をめぐる闘争の個別的な事例はほとんど検証されていない。天明期の土崎湊における都市打ちこわしと天保の北浦一揆を除けば、一八世紀後半以降においても秋田藩において民衆の闘争が顕在化した事例はほとんどないが、潜在的な矛盾の激化はあつたと考えるべきであらう。

以上、藩制後期において給人知行をとりまく状況の検討を通して、その矛盾の存在形態を指摘したが、史料6・7にみられた事実は、同時に給人の自己の知行地に対するかかわり方の強さをものごとたっている。即ち、先納要求・知行権の質入・年貢催促の「権利」の存在がそれを示している。

さて、以上のように藩制後期の給人知行をとりまく状況を理解したうえで、前節で検討した給人統制法を、再度みなおすことにしよう。

まず、史料2・3が、給人の農民に対する恣意的収奪・支配を制限しようとしたものであることは明らかである。しかしながら、これを給人支配の排除をめざしたものと位置づけるのは若干の問題があらう。給人の恣意的収奪が一方的に強化される方向にあり、それが前述したような矛盾を増幅する契機をはらんでいるとすれば、なによりも給人の恣意的支配の制限は、給人・農民間の矛盾の激化を抑止する意義をもつたものとみることができないかどうか。それだからこそ、代官を通じて給分の年貢収納の期限内の完納を促し、遅滞のあつた場合における収納催促をみとめているのだと理解できよう。

次に、史料4・5についてであるが、そもそも小規模に分断された相給体制のもとでの給人の個別的な農民支配とはどのようなものであろうか。年貢収納については、給人はそれぞれの給地において「組代」とよばれる徴税請負百姓を通じてそれを実現しているが、その一方、農民・村相互の出入に対してもつ調停機能・闘争に対する抑圧機能は薄弱なものであつたと考えた方が妥当である。しかも前述のごとく給人・農民間の矛盾は増大していく方向にあつた。とすれば、史料4のように、諸要求・訴願の取扱いが代官の任務であるとする確認は、給人が農民との間で当面する矛盾の処理を、藩権力が代行することを表明したものと理解されよう。なによりもこの法令が農民闘争との関連でだされていること、そして「地頭より申立候も問々有之」という傾向を考えるならば、このような藩権力の対応は給人知行と決定的に対立する性格のものであつたこととみることができない。また、農民・村の出入の処理についても、給人に十分な能力があつたとは考えられない。例えば、前掲の史料7にもどる

が、これは前にも述べた通り肝煎・長百姓の連名による郷借りである。ところで、この証文の他に同じく中田新田村々役人の連名による「向高証文」を通みることができ、その際の給人は史料7のそれとは別人である。つまり、相給村落において異なる給人の先納要求に対する農民側の対応は、給地百姓ごとに分断されたものではなく、村としてのまとまりをくずしていない。即ち、給人の収奪によって生ずる矛盾が、決して給人―給地百姓間にとどまるものでなく、給人―村間の矛盾に拡大するものであることを示しており、村を単位とした対給人闘争の生ずる可能性を十分予想させる。このような状況の中で藩権力は、代官による農村掌握を通して、給人と農民あるいは村との間に生ずるもろもろの矛盾の処理を実現してゆこうとしたと考えることができる。

以上のように、給人の個別的農民支配の制限をめざしたといわれる諸法令は、一八世紀後半から一九世紀はじめにかけての給人知行をめぐる歴史的条件の中で考えれば、いずれも給人の知行地支配を一面で――消極的にはあるが――補強する意義をもったものとして位置づけることができよう。給人の知行地百姓に対する個別的支配――「先納」等の恣意的収奪を含む――は、藩権力からすれば統制の対象となるものではあるが、一方ではそのような恣意的収奪を行ないうる条件の存在が、地方知行に財政基盤を置く家臣団の再生産をささえる一要素でもあったのである。藩権力が「解消」しようとしたのは、給人の知行地（農民）支配ではなく、そこに生ずる矛盾であった。いわゆる給人統制法はそのようなものとして位置づけられる。そして、このような藩権力の志向性が強化され、一個の支配形態として具体化したのが、郡奉行設置とそれに

ともなう農村支配機構の改編であった。即ち藩は、寛政七年の郡奉行設置を起点にその下に、郡方吟味役――同見廻役――同足軽、という農村支配の機構を体系化し、在方に役屋を設置して右の郡方役人を常勤させる体制を創出した――この体制を本稿では「郡方」支配と呼んでおきたい――²²そこで、以下では、その「郡方」支配を通じて、前述してきた藩権力の意図がどのように貫徹していくか、そしてそこに「藩権力による農村の一元的支配」がみとめられるとすれば、それはどのような意義をもつものであったか、を考えてみたい。

4. 「所預」と「郡方」

ここでは、まず大身給人であり一門・譜代としての性格をもつ「所預」と藩権力とのかわりを、郡奉行支配下の地方役人である郡方役人の日記を通して考えてみたい。²³しかしながら、「所預」についてはほとんど実態的な研究がないのが現状であり、本節でもわずかな事例の検討から論点を提示するにとどまっていることをおことわりしておく。

まず指摘しておきたいのは、「日記」には「所預」の支配との関連についてふれた記載が極めて少ない、という事実である。「日記」の記録者である湊曾兵衛は湯沢役屋づめであり、この湯沢町は「所預」の一つである南家佐竹の拠点であった。²⁴したがって、ここに藩権力に直結する地方役人として在番した郡方吟味役と、「所預」である南家佐竹との間で、農村支配をめぐる何らかの対抗関係が存在したことが当然考えられるのであり、むしろこのような関係を示す記載がほとんどみられないこと

が、両者の関係の特殊性をものがたっているように思われる。このことをどう評価すべきかは、より具体的な論証をつみあげたうえで結論すべきことであるが、以下にとりあげる事例検討の前提として留意しておく必要がある。

さて、以下に述べる一件は、「所預」と「郡方」が農村支配をめぐる対立した、ほとんど唯一の事例である。この一件に関しての「日記」の記述はかなり長文にわたるので、史料にそくしながら要点を述べていくこととしたい。

まず、「所預」の「郡方」の両者の間で問題となった事柄を、「日記」の記述を通して理解しておこう。次に掲げる史料は、郡方吟味役湊曾兵衛が、南家家臣を役屋に召喚したうえで申達した内容の記載である。

〔史料 8〕

杉宮村地形之内、八幡村之もの江被仰付候て畑開ニ被致候付、地元村杉宮ニて迷惑之趣申立、郷中江御任せ被下候様ニと申上候よし、然ハ右場處江歛入候事ハ御願相濟候上ニ候哉、又ハ御差紙之内ニ茂候哉、承り候趣申談候(下略)(『日記』文政12・10・16条)

つまり、南家が杉宮村の内の土地の一部を、八幡村百姓に申付けて畑に開発しようとしたことが、問題の発端である。この件に関しての郡方吟味役の質問事項は、今度の「歛入」の許可を藩に対して願ひ出たうえのことか、または以前に正式に開発場所として藩より認可された土地であるか、の二点であった。史料8は、以下に述べる一件に関する最初の記載であり、また郡方吟味役の質問は右の二点に限られている。これに対し、南家家臣は「いつれ不心得之場処候故、家来共江取合之上ニ返

答可致候」として一端ひきあげるが、その後、同家家臣井上才藏・原田織江兩名の連署でよせられた返書は、「右地形ハ先年旦那(南家・佐竹左衛門——註引用者)拝領之地形□自由致来候地形ニ有之候」と述べ、さらに、「八幡村江手入之義御差留被成候よし、右等之義申聞候ハ、定而旦那遺却可有之と、是又不申聞候」と主張する強硬なものであった。また、問題となっている土地については次のように説明している。

〔史料 9〕

(前略) 且杉宮村之義ハ一村一円之開御差紙處持被致候得共、右御差紙下之百間四方先年願被申之拝領被致候地形ニ有之候、其後目沢村江預置候義茂有之、右地形之義ハ八幡村之内京塚と申處地續ニ而杉宮村之余程間遠之処ニ而是迄杉宮村ニ而各別草飼等致候義共不相聞得、草飼致候迎至而草生不宜刈取候事不相成場處ニ有之申候、杉宮村ハ茂此方江願筋有之候得共、段々吟味致候処著しき迷惑形茂不相見得候事故取受不申候、定而杉宮村ハ迷惑形も申上候義ニ可有之候得共、段々得其意候通ニ御座候故、此段宜御承分可被下候、右御挨拶如此御座候、恐惶謹言。(『日記』文政12・10・18条)

問題の土地が必ずしも当初より杉宮村に属するものではないことが強調されているが、ここで特に注意しておきたいことは、南家が実質的な村の支配を実現しているとみられることである。それは土地の状況を具体的に把握しているとみられることのほかに、「杉宮村ハ茂此方江願筋有之候得共、段々吟味致候処……」という事実によって指摘できよう。

これに対し、郡方吟味役は、南家家臣を再び召喚したうえで、次のような申達しをした。

〔史料10〕

(前略) 右ニ付御差係處ニ茂候哉又ハ御人職柄之為兼而右地處御自由之事ニ茂上辺相済居候哉、無左事ニ有之候へハ此節ならず少分ニ茂歛入被成候義ニハ相成不申候段品々申上候処、詰るニハ御差紙處之よし、猶又歛入と申候得ハ何角事高敷候得共全開発坏と申儀ニ茂無之趣ニ御座候、猶右地形之事ニ致候ては先ツ仮之畑ニ被成候共杉宮村江為任、同村ニ而不手入不行届之事御座候ハ、其節ハ何分義ニ御座候、初メ右八幡村江為御任と申儀ニ而ハ杉宮村ニ而茂迷惑之苦、且ツ杉宮村ニ而右手入之義御請不相成事ニ茂無之、何分村方江被仰付候事ニ願申上候得共御承分無之候よし、猶右場處之義致候ては先年□^じ地境之論等ニ相成候処ニ而有之、此度八幡村江為御任ニ相成候ては是以往々境論之端ニ茂可相成候哉(後略) (『日記』文政12・

11・8条)

ここでは南家方の主張をうけいれたうえで論点を變化させている。右の申達の要点は、他村(八幡村)に申し付けて歛入することは境争論など今後の問題をうみだす原因となる、したがって歛入はまず地元村(杉宮村)に申し付けよ、という点にしばられている。この内容は、最初の郡方吟味役の質問事項(史料8)にはみられない。これについては、再び南家方から反論がよせられる。

〔史料11〕

(前略) 兎角地元村被差置、他村江御預ニては地元村迷惑致候義差當不順之趣、杉宮村江預置候様被成度趣一向被仰入之筋等品々承分仕候、将又右地形之義ハ根元杉宮村江預置候地形ニ茂無之、且沢村江

預置候処、其後如何之有之同村に引上候而差置候、然ハ當春中八幡

村より猶申出右地形預候て少々たり共此節も地代差出度趣申出候ニ付、聊たり共宜敷筋有之儀者此節柄之事故、且又一先畑ニ致候上ハ追々取調之筋茂有之沙汰ニ被為及候、乍去杉宮村之義ハ地元村之事故高橋十内手元江同村肝煎催促致、八幡村も願上候訳を以申合、勝手^{ムシゴト}

(一) 地元村ニ任可申申合、万事挨拶可申聞申渡候処、其後長々ニ相成候得共何れ共申聞茂無之是迄差扣候得共、八幡村も八度々願申出候付秋中願之通申渡候、然ハ杉宮村ニては八幡村ニて願之義承り俄引戻地元村江御預被下度趣願申出候、甚遣却千萬根元を取失候次第柄願被申立候訳ニ無之候、此義御察當可被下候、(中略)且ハ八幡村逆茂御差紙下開発申渡専ら此節出精致罷有候へハ、村方氣受ニ相抱り候義ハ別して斟酌致候時節合ニ茂有之候、况杉宮村不埒成願筋取上一旦預候地形引戻候事等可相成義ニ可有之哉、能々御勘弁可被下候(後略) (『日記』文政12・11・12条)

問題となっている土地が当初より杉宮村に属していたものではないことが再び述べられ、続いて八幡村に開発を申付けるにいたった経過が説明されている。南家が右のような結論を出すにいたったのは、問題の土地が杉宮村に預け置かれていた段階では、「是迄杉宮村ニ而各別草飼等致候義共不相聞得、草飼致候迎至而草生不宜刈取候事不相成場處」のまま放置されていた状態であったという事情と関連している。つまり杉宮村の場合同所の取扱いが不十分であるという認識が、決定の背景にあったと思われる。いずれにしても、南家方は具体的な事実関係を論拠として反論を展開しており、実態的な農村支配が「所預」である南家によって行

なわれていたことを十分うかがうことができる。

この一件についての郡方吟味役の「日記」の記述は、史料11に掲げた南家方の書状を最後に、以降は全くふれていない。したがってこの一件が、南家と「郡方」の間でどう結論されたかを知ることができず、またこれまで掲げてきた「日記」の記述自体、詳細を欠いた概略的なものであり、一件それ自体の詳細を知るには極めて不十分である。しかしながらこの問題を通じて、いま関心をむけている「所預」と「郡方」（いうまでもなく藩権力を農村支配の面で体现している）との関係について、一定の見通しを行うことはできるであろう。

まず、この一件についての郡方吟味役の姿勢は、原則として統一的農村支配を担う藩権力を体现する地方役人として、公的よそおいをおびたものであること、この点は認めてよいと考える。しかしながらそれも「日記」の記述による限り、その間の事情について質問を發する程度にとどまっているのであり、藩権力をうしろだてとして、強制的に一定の方針を南家に対し申達するという姿勢を示すにはいたっていない。それどころか、「八幡村江鋏入延可致と申度候事ニハ無之、前件之次第相片付候迄御見合候様ニ致度」、あるいは、「右ニ付御咎候訳ニハ曾而無之」と、かえって消極的な姿勢すらみせている。

これに対し、南家方の姿勢は強硬である。まず第一に指摘しておきたい点は、南家方の主張は、すべて南家の支配行為を通じて蓄積された具体的な事実関係を論拠としてなされていることである。先に述べた通りこの一件の結論を知ることができないが、公法性をうしろだてとする藩権力の意図に対して、具体的な事実関係の蓄積が反論の論拠となりうる

と認識されていることは注目されてよい。

第二に、実態的な農村支配が、この段階にあっても南家のもとに掌握されていたとみられることである。これは第一に指摘したことからもいえるのであるが、特に一件の当事者である八幡村・杉宮村の申立てが、「郡方」ではなくまず南家に対してなされている事実から指摘できよう。

第三に、南家方の姿勢が極めて強硬なものであることも指摘しておきたい。それはすでに南家方の反論にふれて指摘したことであるが、他に例えば史料11に掲げた書簡で引用を省略した最後の箇所に、南家方がこの一件にふれて「根元右之次第第二有之候得者、旦那江申聞候迎、承分被致候御挨拶形可得貴意候様無之候間……」と述べている点にも示されている。こうした姿勢は、おそらく佐竹氏の出入部以来、一門・譜代としての性格をもち「所預」と称されたことの自負と無関係ではあるまい。「御人職柄」（史料10）という表現は、このことを示しているように思われる。

以上の諸点から、郡方吟味役を通じて実現される「郡方」支配は、「所預」との関連でいえば、原則として藩権力の農政を体现する公的性格をおびてはいるが、「所預」の農村支配に対するとき、それは極めて相対化されざるをえなかった、ということができよう。

5. 「郡方」支配の公的性格

―むすびにかえて―

「郡方」支配が、「所預」の農村支配に対する場合において前節で指摘したような問題点をもったとしても、先に述べた如く家臣団の支柱が

一五〇石以下の知行取層によって形成されている以上、それらとの関わりで「郡方」支配がいかなる意義をもつものであったかが問われなければならない。

ここでは再び三節での問題関心にもどり、右の点について若干説明を加えたい。即ち、三節において、藩制後期におけるいわゆる 給人統制法が、個別給人の知行地支配によって生起する矛盾の解消をめざす点で給人知行を補強する一面のあったことを指摘したのであるが、かかる藩権力の方向が、寛政七年の郡奉行の設置を起点として成立した「郡方」支配にどのように継承され展開するのかという問題を考えてみたい。以下、史料にそくして主要な論点を列挙しよう。掲げる史料は前節と同じく、郡方役人の「日記」である。

〔史料12〕

地頭納ニ相成候小役銀并諸物成之義、代納ニて宜敷候哉、猶小役銀之分ハ来月十五日迄之内ニ長百姓之内より也為差登上納ニ相及候故、取立人差遣シ不申候様、地頭江作左衛門より手紙為差出候事
諸收納の代納の可否について給人の意を伺い、小役銀の期限までの納入を給人に対して保証しているのである。「取立人差遣シ不申候様」という文言は、その限りで説得力をもつ。史料3に掲げた「被仰渡」の意図が、郡方役人のもとで具体化されていることがよみとれよう。

〔史料13〕

先頃より三梨村鍛延飯田村符人より之取立之義吟味致候処、帳面ニハ差引立致候義ニ相見得候得共、飯田村之方ニ而ハ一向ニ其義相心得不申候趣ニ而双方共吟味仕候得共、一円ニ相分り兼候ニ付、無據

両村より演説書を為差出候。(『日記』文政8・10・27条)

「鍛延」とは入作を意味する。入作関係にある両村において年貢の収納をめぐる争論のあったことがうかがわれるが、ここからだけではその詳細はわからない。ただ、ここで指摘しておきたいのは、村と村との間において生じた問題の処理・調停に、郡方役人がかかわっていく事実である。このような郡方役人の機能の発揮は他にもみとめられる。例えば文政七(一八二四)年四月に、小野村百姓が桑崎村百姓の行為によって稲の盗難にあうという事件が生じ(『日記』)、その過料金をめぐって村間出入が発生するに至っているが、その際郡方役人は詰所である役屋へ両村の村役人を召喚したうえで吟味を行なっている。史料5に例として示した「被仰渡」の現実化である。

〔史料14〕

床舞村御百姓共、当二月中御役屋江多人数罷越候て申出候ハ、近年郷雜用掛増ニ相成、如何共御百姓困窮仕候間、御取扱被成下置候様申出候、其節幸ひ右親郷村西馬音内堀回村肝煎儀兵衛御役屋江詰居候故、追々吟味可被成置候故、両三人茂残、跡人数無残罷帰農事働可致候段申含相返シ段々取尋為致候(後略)(『日記』文政12・4・6条)
床舞村百姓が、郡方役人の詰所である役屋に多人数で罷り越し、近年の諸入用増加による農民の窮状を訴えたことが述べられている。ところでこの床舞村は、寛政六(一七九四)年の段階で当高三四三石余、うち給分が三一八石余を占め、蔵分は二五石余にすぎない。その給分構成については、天保七(一八三六)年の段階で二三四石余とその多くを「所預」である南家の知行地が占めているのであるが、その他の部分の構成

については、詳細はわからない。しかし少なくとも複数の給人の知行地をもつ相給村落であることが確認される。つまり、右の床舞村農民の事例は、直接収奪を実現している給人の存在をこえて、一村の再生産維持にかかわる要求が郡方役人にむけられているわけである。この時、史料4の「被仰渡」が指摘するような「地頭江申出」る行為があったかどうかは不明だが、少くとも農民の意識において、「郡方」が要求事項をもちこむ対象あるいは吟味行為の執行者にとらえられていることに注目しなければならぬ。

以上のように、いくつかの給人統制法（二節参照）にみられる藩権力の意図は、「郡方」支配に継承され、郡方役人の在方常勤のもとでより強化されたとみることができる。しかし、再度強調しておくが、給人の個別的農民支配を全面的に排除しようとする方向で強化されたのだとみるのは正しくない。この理解については三節においてすでに述べたが、何よりも給人による知行地百姓からの直接的収奪が実現しており、そうした知行地への吸着はさらに強まる傾向にあるという事実がある。こうした事実と、一方では藩権力の強化とみられる事実の存在、このような背反するかのとき二つの現象を、整合すべきものとしてとらえようとすれば、後者が前者の側面を保障するという意義をもったと理解するのが最も適当であろう。史料13・14に示した「郡方」の機能は、本来小規模の相給に分断された知行地支配を行なっている給人にはなしえない行為である。このような藩権力の動きの中に、その公的性格をみておきたい。給人統制法の発布はそのことの確認行為といえるが、その藩制後期における意義は以上のようなものであったし、「郡方」支配の

もとではその藩権力の公的性格が著しく強められた、ということができる。

先に、藩制後期における——特に一八世紀後半以降における——給人知行の直面する矛盾を、財政窮乏とそこからたらされる知行地百姓との対立としてとらえたが、もう一点のみがすことのできない条件がある。正徳期以降恒常化し、一八世紀後半以降は半知ないし四六の割合を普通とする借知政策がそれである。藩による連年の借知政策のもたらす矛盾は、とりわけ七〇石以下の中・下層の家臣団に集中的にあらわれた。このような藩政の展開を背景において考えれば、先に指摘した先納要求などの知行地百姓に対する恣意的支配を行ないうる条件の存在は、給人が借知に耐えつつかろうじてその再生産を維持していくうえで不可欠な要素であったとみることができよう。もちろんこのような傾向は階級矛盾を激化させる。しかし給人知行をめぐる事情が右のようなものであれば、藩権力の対応はその矛盾をおさえつつも、給人の再生産を保障していくものでなければならなかったはずである。その一つの表現が「給人統制法」なのであり、寛政七年以降の「郡方」支配の確立であった。そしてそれはすでに事実として指摘したように、決して給人知行と対立するものではなかった。もちろん藩権力の対応は本稿で指摘したことのみにとどまるのではない。百姓の仕置をはじめ助成米銭の農村への貸与やその他具体的な農村復興策が「郡方」のもとで展開されたことものみがすことができぬ。いずれにしても、個別給人の支配では実現しえない側面での対応であり、その意味で藩権力の公的性格の強化といえよう。

しかしながらそれは、後期藩体制の構造的矛盾への対応である以上、

解体過程に特質づけられたものとみるべきであろう。即ち、秋田藩後期における一元的農民支配——藩権力の公的性格——とは、一貫して地方知行制をとり続けた同藩の解体過程に生じた矛盾の所産であるといえよう。(了)

註

① このような理解はほぼ一般的なものといってよい。例えば概説的な説明としては、体系日本史叢書『政治史』Ⅱ・一四六頁の記述、また本稿が対象としている秋田藩については、鎌田永吉「知行制度と村落制度」『社会経済史学』二四—二五などが、かかる理解にたつて藩体制の成立を論じている。また、最近では佐々木潤之介氏がシェーマ化されているが（『幕藩制の成立』・永原慶二他編『戦国時代』所収）、公儀権力とそれに包摂された藩による権力集中の側面のみが強調され、藩権力を構成する家臣団の分散傾向の生ずる可能性についてほとんど考慮されていない点は疑問とすべきである。

② 秋田藩の「被仰渡」は、部分的に初期から中期にかけてのものは、「国典類抄」（秋田県立図書館所蔵・うち雑部編「被仰渡」は、『新秋田叢書』一一・一三として刊行）に収録されており、また明和七年以降の多くは、「町触控」（今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』（上）（中）として未来社より刊行されている）の中に見ることができ。したがってこの「町触控」は単なる都市支配のための法令集というにとどまらず、家臣団統制や農村支配の「被仰渡」を含む、藩の基本法

令集としての性格が強い。本稿で引用の「被仰渡」はすべてこの「町触控」（以下、『町触集』と略す）によっているが、右に述べた理由により、必ずしもそれらの法令が「町触」＝都市支配法、という制約をもって解釈されるべきものではないことをつけ加えておく。

③ 『町触集』九九一（史料番号、以下同じ）。なお、この「被仰渡」は、佐竹主計・佐竹左衛門・佐竹石見・大山十郎・戸村十太夫・多賀谷菊太郎・茂木若狭・梅津小右衛門、に対して発給されており、同法令の対象が全家臣、とりわけ在々給人にあったことが明瞭である。

④ 『県史』近世編下・二二頁。

⑤ 高橋務「近世中期秋田藩における一在町の様相」（『秋大史学』25）
⑥ 半田市太郎「羽州十三割新法考」（『秋田大学教育学部研究紀要』28）

⑦ 国典類抄・雑部後編。また、『県史』近世編上五五八頁参照。

⑧ 以下、地方知行制の実態については、『県史』近世編上によっている。

⑨ 『県史』近世編上一五六頁。

⑩ 鎌田永吉・前掲論文

⑪ 『町触集』一一五

⑫ 『町触集』四四六、「渡所」は、町触・家来触とあるほか、寺社奉行・本方奉行・町奉行等の各支配。

⑬ 『町触集』七七八、「渡所」は、張出・家来触とあるほか、「下仙北御代官」とあって、農民を対象としたものと考えられる。

⑭ 『町触集』一三九五、「渡所」は、町触・家来触・大山左源治・大

館給人・郡奉行・能代奉行、とあるが、同時に「右之通相心得支配所村々江も可被申渡候」とあって、内容的にも家臣及び領民兩者を対象としたものとみるのが妥当である。

- ⑮ この「被仰渡」は、全部で二六条からなり、領内支配（特に農村支配）に関する事項全般にわたる内容を持ち、その点で農村支配の基本法令とみてさしつかえない。また、この「被仰渡」は、「右之条々此度格段之御吟味を以被仰渡候間、前件之趣、能々御代官所百姓共に委敷可申諭候、以上」とあるのみで「渡所」の記載を欠くが、実はその内容において元録年中に発布された「被仰渡」（安永二年二月に「元録年中被仰渡之覚」として再度布達——『町触集』一〇九——、一四ヶ条が同内容、「渡所」も全体にわたっている）を基盤としたものであり、当該段階での藩政の基本方針を示したものと考えてよい。しかも、引用した給地支配に関する条項（註⑩）は、元録年中のものと、語句・表現においてほぼ同一であり、その点では後期に特徴的な「給人統制法」をみることはできないが、それだけ逆にこの条項が、藩の給人に対する基本的姿勢を示すものとみることができるのである。

- ⑯ 本郷家文書（国立史料館所蔵——同文書については以下同じ）
- ⑰ 拙稿「近世中後期における在方商人の地主化とその土地経営について」（『地方史研究』160）

- ⑱ 本郷家文書
- ⑲ 本郷家文書

- ⑳ 今野真「秋田藩後期給地支配の一考察」（『秋田近代史研究』23）
- この論文において今野氏は、一給人の知行地支配の実態分析を通して

給人による個別的な農民支配が藩制後期においても存在したことを実証されている。

- ㉑ 本郷家文書

- ㉒ 「郡方」支配の実態については別稿（「秋田藩化政期農村支配の構造——仮題）を準備している。

- ㉓ 湊家文書。「日記」（文政七—同八年）・「郡方見回役加勢勤中ヨ記」（文政九—同一〇年六月）・「郡方吟味役勤中日記」（文政一〇年間六月—同一三年）、以上、六冊、秋田県立図書館所蔵。

- ㉔ 「所預」の一つである小場氏については、最近『大館市史』が刊行され、その支配の実態が明らかにされつつある。

- ㉕ 南家の知行地は、天保七（一八三六）年の段階で、四郡五六ヶ村・五、七一八石九斗六升七合である。

- ㉖ 『県史』近世編下・六〇頁。

- ㉗ 今野真氏は、一九七九年度歴史学研究会大会報告「藩体制と知行制度」に関する討論のなかで、「地方知行であることによって、個々の給人ができるかぎりの農民搾取を遂行して、延宝以降の藩財政の窮乏化による知行借上げに耐えていけた」と指摘されている（『歴史学研究』一九七九年度大会報告別冊特集号・一二六頁参照）。かかる観点からしても、藩権力にとって地方知行が単に排除されるべきものとする理解は克服される必要があるだろう。

- ㉘ これらの諸点についての詳細な分析は、紙数の都合上、すべて別稿（註㉙）に譲りたい。

- ㉙ 藩体制の解体過程を分析するうえで重要となるのは、藩権力が家臣

団の集中を実現できず、その分散傾向を克服しえない状況の出現であらう。しかしこのような視点を正面においた藩政史研究は必ずしも多くはなく、わずかに、保坂智「天保期南部藩における家臣団の動向」(北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究』所収)をみるのみである。本稿は、家臣団の分散傾向の前提的段階の諸動向を、「給人統制法」の側面から検討しようとしたものである。

(秋田市立高等学校講師)